

日南小学校・日南中学校 いじめ防止基本方針

策定：平成25年9月28日

I 基本方針

1 いじめに対する基本的認識

(1) いじめの定義

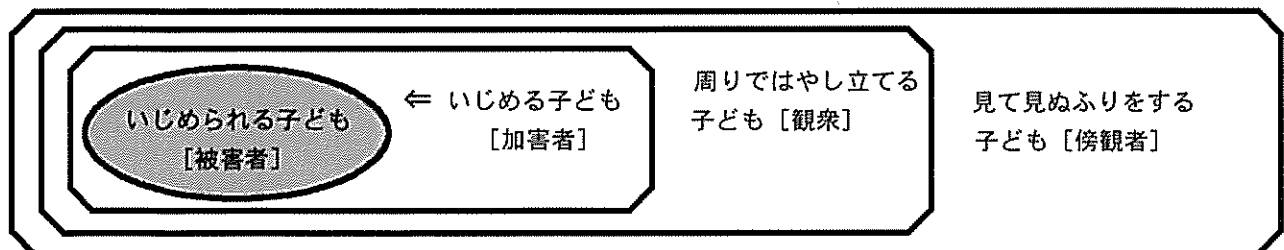
(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)]

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが大切であり、いじめられた児童生徒の立場に立つとは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係をさす。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることをさす。（けんかは除くが、被害性が見極めが十分に必要である。）
- 「インターネット」によるいじめ行為は、当該児童生徒が知らない場合や、瞬時にして不特定多数の加害者が発生する恐れがあることなどを十分に認識した上で、適切な対応が必要である。
- いじめの実態（インターネットによるいじめも含む。）は、巧妙かつ複雑で見えにくいものとなっている。「心身の苦痛を感じているもの」を限定的に捉えることなく、当該児童生徒のきめ細かい観察、状況の客観的把握、親身な対応が必要である。

(2) いじめの理解といじめを生む構造



- いじめは、「いじめる子ども」・「いじめられる子ども」という二者関係だけで捉えることはできない。「周りではやし立てる子ども（観衆）」・「見て見ぬふりをする子ども（傍観者）」の存在が、いじめを助長させる構造であることを認識する。
- いじめは、受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせることを認識する。

- 暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わり、加害も被害も経験することが多い。
しかし、何度も繰り返されたり、多くのものから集中的に行われたりすることによって、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命や身体に重大な危険を生じさせうることを認識する。
- いじめは、どの子どもにも、どの学級にも、どの学校にも起こりうる可能性があることを認識しなければならない。
- いじめは、重大な人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許されない卑怯な行為である」ことを認識に立ち、迅速且つ適切に対処することが必要である。

(3) いじめに関する認識と対応

●いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であり、学校は、いじめられている児童生徒の立場に立って、いじめている児童生徒に対しては毅然とした対応と適切な指導・支援を行う。

- いじめは重大な人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許されない」という強い認識の上、教師はいじめられている子どもの立場に立って、親身になって守り通なければならない。
- 学校（教職員）は、いじめている子どもに対して、毅然とした対応と適切な指導・支援を行わなければならない。
- 学校（教職員）は、いじめをはじめとする子どもの悩みを敏感に察知し、早期発見と適切な指導や支援を加えるとともに、日々の道徳教育、人権教育等の充実・徹底を図らなければならない。
- 学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、いじめ問題に対して一体となった取り組みをすすめるなければならない。

2 いじめの早期発見

●いじめは、次第に複雑化・潜在化し、大人の目の届きにくいところで発生していることから、学校は、日ごろからアンテナを高くし、兆候にいち早く気づくとともに、以下の点を踏まえて学校、家庭、地域が一体となっていじめの実態把握と早期発見に努める。

- ①子どもとの全人格的な接し方を心がけ、日常の交流と十分な信頼関係を築くこと。
- ②子どもの生活実態のきめ細かい把握に努めること。
- ③子ども、保護者の悩みを積極的に受け止めることのできる相談機能の充実を図ること。
- ④子どもの言動を複数の目でとらえる連携機能の徹底と充実を図ること。
- ⑤保護者や地域、関係諸機関との情報共有、連携を密にすること。

3 いじめの早期解消

●学校は、いじめ問題が発生したときには、詳細な事実確認をするとともに、いじめの被害にあっている子ども、保護者の心情に十分に配慮しながら、問題解決に向けた理解と協力が得られるように努める。

- ①詳細な事実（具体的）確認（いつ、どこで、誰に、何をされた等）を行うこと。

- ②いじめられている子ども、保護者の立場に立って共感的に聞き取りを行うこと。
- ③学校全体で組織的に（いじめ対策委員会等）対応すること。
- ④被害、加害の子ども、保護者に対して事実関係と今後の対応について正確に伝え、継続した指導や支援を図ること。
- ⑤法を犯すような重大な事案については、警察等の関係機関と早期に連絡を取り、連携・協力を求めること。
- ⑥いじめ問題解決後も、該当児童生徒の見守りはもとより、いじめの対応、指導・支援について長期的視点での取り組みを継続していくこと。
- ⑦他の事案の発生防止に向けて、今後の校内体制・方針について全教職員で共通理解をすること。

4 いじめの未然防止

●学校は、様々な教育活動を通して子ども、教師の人権意識を磨くとともに、いじめをしない、させない、許さない子どもを育てる教育活動を展開するために、組織的・計画的な取り組みを推進する。

- ①子どもが、いじめ問題を自分の問題としてとらえる民主的、自治的な集団づくりに努めること。
- ②教師が、受容的、共感的な態度で接し、子どもの安心感や信頼感を醸成するとともに、お互いを認め合う集団づくりに努めること。
- ③子どもの日々の生活実態をきめ細やかに把握し、いじめを生まない人間関係づくりに努めること。
- ④学級活動、道徳を通して、人権意識、規範意識を養う学習をすすめること。
- ⑤校内体制の整備、教職員の危機管理意識・研修等の充実を図り、いじめ問題への対応について共通理解を図ること。
- ⑥教育相談の充実のために、相談機能の拡充、相談員の配置、教職員の連携、情報共有等の周知徹底を図ること。
- ⑦家庭、地域、関係諸機関等との情報交換を行い、日常的な連携を深めること。

II 学校の取り組み

- 「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」との前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことが大原則であり、学校として組織的・計画的な対応をすすめる。
- 生徒指導はもとより、豊かな心を育む教育としての道徳教育、人権教育、特別活動などを通じて、子どもたちの確かな社会性を養う教育活動を推進する。
- いじめ問題の早期発見・解消と未然防止に向けた取り組みを積極的に推進する。

1 具体的な取り組み

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

いじめ問題が発生しにくい学校風土をつくることが重要である。すべての児童生徒を対象

に、健全な社会性を育み、当たり前のことを当たり前に行っていく、よいことはよい、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動である。加害者にさせないという意味での事前防止策が必要である。

①学級経営を充実させる。

- お互いを認め合う学級をつくる。
 - 自発的・自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団をつくる。
 - 正しい言葉遣いができる学級集団をつくる。
 - 学級のルールや規範をきちんと守る学級をつくる。
 - 学級経営のあり方を定期的に見つめ直し、見通しをもって進める。
- ※学級経営を見直すチェックリストの活用

②授業中における生徒指導の充実

- 生徒指導の三機能（「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」）のある授業づくりをする。
- 「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童生徒の学び合いを保障する

③道徳教育の充実

- いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫し、人権意識の高揚を図る。
- 思いやりや生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

④学級活動の充実

- いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。
- 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- 発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。
- 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習する。
- 人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング等を活用し学習する。

⑤学校行事の充実

- 児童生徒が挑戦することで達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し実施する。

⑥児童会及び生徒会活動

- 子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会や生徒会活動を進める。

(2) いじめ問題に対応する教職員の意識向上

教職員には教育活動を行うに当たって「児童生徒の生命、身体を安全を確保する義務」がある。したがって、教職員の資質向上も大切なカギとなり、校内研修を通じて共通認識をもつことが必要である。

①教職員研修の充実

- 「いじめに関する校内研修ツール」（国立教育政策研究所）の活用
<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijimetool/ijimetool.htm>
- 「ハイパーQ U」の研修
- ネット上でのいじめ（情報モラル教育）

②各種アンケート・調査によるきめ細やかな実態把握

- 児童生徒アンケート、保護者アンケートの実施（各学期ごと）
- 教育相談の実施
- 学級経営の情報交換
- 生活日記・個人面談等

③日常の生活指導による実態把握

- 日常観察
- いじめ発見チェックリストの活用

④ソーシャルスキルトレーニング

⑤構成的グループエンカウンター

（３）教育相談機能の拡充

①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

- スクールカウンセラーとの教育相談活動
- 生徒指導委員会、ケース会議、いじめ問題対策委員会への招聘

②教育相談週間の実施

③関係諸機関との連絡・調整

- 町教育委員会、町福祉保健課、児童相談所、黒坂警察署等との連携

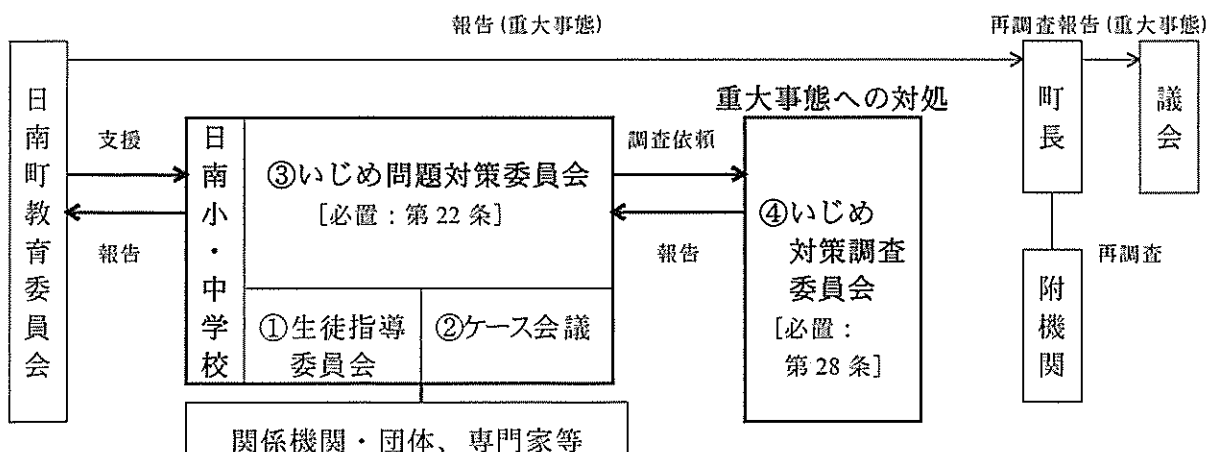
２ いじめ問題への組織対応

（１）組織対応の基本的考え方

- ①いじめ問題はチームで対応することを原則とする。
 - ②いじめ対策に同歩調で取り組む組織やルールを作る。
 - ③いじめの早期発見等への手だてを組織的に行い、早期対応が図れるようにする。
 - ④各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローする。
 - ⑤問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。
- （注）問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」
- ⑥時系列に沿って、経過の記録を残しておく。

（２）校内体制及び関係機関との連携体制の整備（各委員会・会議の設置）

いじめ問題について、組織的に対応するための分掌です。生徒指導主事（主任）等が企画運営に当たる。



①生徒指導委員会

○目 的：生徒指導・教育相談に係る年間指導計画の策定を行う。

生徒指導、教育相談を積極的に推進し、心豊かな児童生徒の育成を図る。特に、いじめ・不登校・児童虐待・暴力行為の「早期発見・早期支援」を目指す。

○開 催：定期的

○構成員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主事（主任）・養護教諭・担任・関係教諭

②ケース会議

○目 的：解決すべき問題や課題のある事例を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め、対応策を決定する。

○開 催：随時

○構成員：管理職・生徒指導主事（主任）・学級担任・学年主任（隣接学年担任）・養護教諭
（必要な場合には、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・保健師等を入れてもよい。）

③いじめ問題対策委員会（法第 22 条 [必置]）

○目 的：いじめが起きたとわかれれば直ちに組織し、対策を協議し、解決に当たる。

○開 催：いじめ事案発生時

○構成員：校長・教頭・生徒指導主事（主任）・養護教諭・関係する学年主任（隣接学年担任）
・学級担任
（必要な場合には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA 役員、地域の代表、民生児童委員等を加えることができる。）

④いじめ対策調査委員会（法第 28 条 [必置]）

○目 的：重大事態（法第 28 条）が発生した際に直ちに組織し、以下の点に留意しながら対応を図る。

- ①的確な情報収集 ②緊急校内組織の体制づくり
- ③調査による実態把握と情報共有・提供
- ④解決に向けた指導・助言 ⑤継続指導・経過観察
- ⑥再発防止策の検討と策定

○開 催：重大事態発生時

○構成員：小・中学校長・教頭・生徒指導主事（主任）・養護教諭・該当学年主任
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・民生児童委員・所管警察署
〔県より支援派遣〕子どもの悩みサポートチーム
（児童相談所、県警察本部、専門家（弁護士、精神科医、小児科医、臨床心理士、SSW、退職教員、人権教職員、民生児童委員等））

（3）いじめの発見、報告体制等のシステム化

①いじめを発見した時の報告体制

②いじめ発見のための実態調査の方法（アンケートや教育相談等の実施時期及び内容）

③いじめの指導記録の共通化

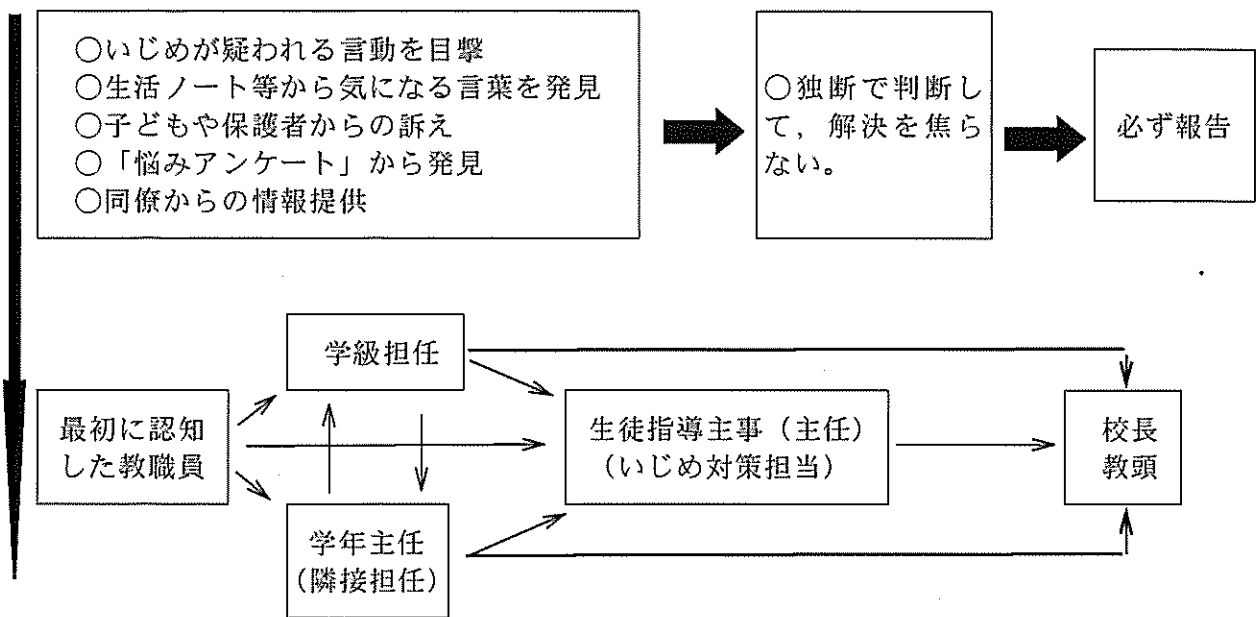
○情報の見える化→情報の共有化→問題への意識化→解決に向けた協働体制

○いじめ問題の確実な引き継ぎ→いじめの再発防止→子どもを守る

○記録から見える課題の把握→いじめの発生しやすい時期、集団、人間関係、きっかけ、場所等

Ⅲ いじめの発見から解決まで

1 いじめの情報キャッチ



2 対応チームの編成

校長・教頭・生徒指導主事（主任）・学年主任（隣接学年担任）・当該学年担任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・部活動顧問等で編成する。

（注）事案に応じて柔軟に編成する。

3 対応方針の決定・役割分担

（1）情報の整理

○いじめの態様，関係者，被害者，加害者，周囲の子どもの特徴

（注）「いじめ指導記録カード」に継続記入し，指導記録とする。

（2）対応方針

○緊急度の確認

「自殺」・「不登校」・「脅迫」・「暴行」等の危険度を確認する。

○事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認する。

（3）役割分担

○被害者からの事情聴取と支援担当

○加害者からの事情聴取と指導担当

○周囲の児童生徒と全体への指導担当

○保護者への対応担当

○関係機関への対応担当

4 事実の究明と支援・指導

（1）事実の究明

○いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

○聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）→加害者の順に行う。

5 いじめの被害者，加害者，周囲の児童生徒への指導

（1）被害者への対応

【基本的な姿勢】

○いかなる理由があっても，徹底していじめられた子どもの味方になる。

○子どもの表面的な変化から解決したと判断せず，支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心にして、子どもが話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。
- ▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

(2) 加害者への対応**【基本的な姿勢】**

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

(3) 観衆、傍観者への対応**【基本的な指導】**

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題としてしていく。
- いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

IV 家庭・地域と連携した取り組み

●いじめ問題に対する共通認識をするとともに、いじめ問題の早期発見・解消と未然防止に向けた取り組みを一体となって積極的に推進する。

1 組織及び具体的方策

(1) 家庭教育のあり方

- ①親子のふれあい、支え合い、信頼関係の重要性
- ②保護者研修会への参加と充実
- ③学級PTA・学年PTAの充実
- ④学校との連携と協力（情報共有）
- ⑤保護者懇談会等の充実

(2) 相談窓口の周知

- ①学校への相談
- ②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの相談
- ③関係諸機関（福祉保健課・児童相談所等）への相談

(3) 地域ぐるみでの青少年健全育成の協働体制

V 地教委・関係諸機関と連携した取り組み

●学校におけるいじめ問題の早期発見・解消と未然防止に向けた取り組みについて、積極的な指導・支援・助言を受け、対策の推進を図る。

1 組織及び具体的方策

- (1) いじめ問題対策委員会・いじめ対策調査委員会への指導・助言
- (2) 教育相談活動への指導・支援
- (3) 教職員の指導力向上に関わる指導・助言
- (4) 保護者研修会等への指導・助言
- (5) 関係諸機関への対応・相談支援

VI 重大事態発生に伴う対応

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

[いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)]

(1) 重大事態のとりえ

○法第28条1項1号及び2号に規定されたことを、子どもの状況に着目して判断する。

- 法第 28 条 1 項 2 号に規定された「相当の期間」とは、30 日を目安とする。ただし、子どもの実情を十分の考慮し、判断する。
- 子ども及び保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、学校で事態の是非を一方的に判断することなく報告・調査に当たる。

(2) 重大事態の報告と組織的な対応

- 重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者（町教育委員会）に報告し、調査主体、調査組織、調査内容等について十分な協議を行う。
- 重大事態が発生した場合には、直ちに、「いじめ対策調査委員会」を招集し、重大事態への対処を進めるとともに、同種の事態の発生の防止に向けた取り組みを進める。
- いじめ対策調査委員会（仮称）の構成員は、学校に設置したいじめ防止対策委員会を基盤として、専門的知識や経験を有する第三者的立場である者を参画させ、調査の公平性や中立性を確保するように努める。
- 重大事態の調査結果を踏まえ、重大事態への対処及び未然防止に向けた必要な措置を講じる。

(3) 具体的な対応

- 「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、速やかに止めることを優先する。一人で制止できそうであれば、他の教職員の応援を求める。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合は、十分に聴き取りを行うとともに、在籍児童生徒、教職員等からの聴き取り調査を行う。その場合には、被害児童生徒への配慮を十分に行うとともに、情報提供をした児童生徒への配慮も十分に行う。
- 被害児童生徒、保護者へは、慎重かつ十分な配慮をしながら対応する。
- 加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合、あるいはいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、学校設置者（町教育委員会）と協議の上、所轄警察署を相談して対処する。
- ネット上のいじめへの対応は、学校での対応が困難と判断した場合には、学校設置者（町教育委員会）と協議の上、必要に応じて関係諸機関（西部教育局、地方法務局、所轄警察署等）に援助を求める。